

平成25年3月29日判決言渡 同日原本領收 裁判所書記官

平成24年(ワ)第7165号 不当利得返還請求事件

口頭弁論終結日 平成25年2月21日

判 決

原 告

同訴訟代理人弁護士 西 尾 剛

東京都千代田区丸の内1丁目8番3号 丸の内トラストタワー本館

被 告 ニューヨークメロン信託銀行株式会社

同代表者代表取締役 杉 村 健 次 郎

同訴訟代理人弁護士 進 藤 功

同 左 高 健 一

同 赤 川 圭 介

同 大 櫻 介 通

同 大 高 利

主 文

1 被告は、原告に対し、85万1110円及びうち68万7989円に対する平成24年4月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

2 原告のその余の請求を棄却する。

3 訴訟費用はこれを5分し、その2を原告の負担とし、その余を被告の負担とする。

4 この判決は、第1項に限り、仮に執行することができる。

事 実 及 び 理 由

第1 当事者の求めた裁判

被告は、原告に対し、141万2882円及びうち110万9000円に対

する平成24年4月19日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第2 事案の概要

1 本件は、貸金業者であるアエル株式会社（以下「アエル」という。）との間で継続的な金銭消費貸借取引を行っていた原告が、被告とアエルとの間の信託契約に基づき、アエルの原告に対する貸金債権の譲渡を受けた被告に対し、同譲渡の時点までに、同取引に対する各弁済金のうち利息制限法（平成18年法律第115号による改正前のもの。以下同じ。）1条所定の利息の制限額を超えて利息として支払われた部分（以下「制限超過部分」という。）を元本に充当すると同取引は過払状態となっていて、同譲渡後の原告の上記取引に係る各弁済金を被告は法律上の原因なく利得し、かつ、被告は同利得が法律上の原因を欠くものであることを知っていたと主張して、不当利得返還請求権に基づき過払金110万9000円及びこれに対する平成24年4月18日までに発生した民法704条所定の利息（以下「法定利息」という。）30万3882円の合計141万2882円の支払を求め、併せてうち110万9000円に対する平成24年4月19日から支払済みまで民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めた事案である。

2 前提事実（当事者間に争いのない事実か、掲記の証拠〔なお、特に特定する必要がある場合を除き、枝番を付さない。以下同じ。〕又は弁論の全趣旨によって容易に認められる事実）

(1) アエルは、貸金業法（平成18年法律115号による改正前の法律の題名は貸金業の規制等に関する法律。ここでは改正前のものを「貸金業法」という。）3条所定の登録を受けた貸金業者であり、被告（平成21年3月1日にJPモルガン信託銀行株式会社からニューヨークメロン信託銀行株式会社と商号変更した。）は、信託銀行である。

(2) 原告は、平成8年2月22日、アエルとの間でリボルビング方式による総

続的金銭消費貸借取引に係る基本契約（以下「本件基本契約」という。）を締結し、同日から平成17年6月6日までの間、継続的に借入れ及び返済を繰り返した（以下「アエルとの間の従前取引」という。）。上記取引について利息制限法1項の制限利率による元利充当計算（以下「利息制限法所定の利率による引き直し計算」という。）を行うと、平成17年6月6日時点では、過払状態にあった。（甲1、2、弁論の全趣旨）

(3) 原告は、平成17年7月3日から平成20年4月7日まで、本件基本契約上の継続的金銭消費貸借取引における借入れとして、別紙1の計算書の「取引日」欄記載の日に「借入額」欄記載の各金員を借り入れ、同取引上の債務に対する弁済として、同計算書の「取引日」欄記載の日に「返済額」欄記載の各金員をアエルに対して支払った（以下、同期間における上記各弁済を「本件弁済」といい本件弁済として交付された金員またはこれに相当する金額を以下「本件弁済金」という。）（甲1、30、弁論の全趣旨）

(4) アエルは、被告との間で、本件基本契約に基づき発生する貸金債権及び利息債権を含むアエルの顧客に対する貸金債権等を被告に対して信託譲渡する旨の契約を平成17年6月28日までに締結し（以下「本件信託契約1」という。）、また、その頃、本件基本契約上の原告に対する貸金債権等を含むアエルが顧客に対して有する貸金債権等で被告に信託譲渡したもののが管理及び回収事務をアエルにおいて受託する旨のサービスシング契約を締結した（以下同契約を「本件サービスシング契約」とい、本件基本契約に基づき生ずる原告に対する貸金債権及び利息債権のうち、アエルから被告への信託譲渡の対象とされたものを、それが信託譲渡時に実際に存在していたか否かを問わず、以下「本件貸金債権」という。）。

被告は、本件信託契約1締結に際し、本件貸金債権を含む信託財産とされた貸金債権全般につき、動産及び債権の譲渡の対抗要件に関する民法の特例等に関する法律（以下「特例法」という。）4条1項に基づく債権譲渡登記を

経たが、本件貸金債権が被告に譲渡されたことを原告に通知しなかった。(甲1, 弁論の全趣旨)

- (5) アエルは、被告との間で、平成19年5月23日、本件信託契約1に関する修正及び更新契約を締結した（以下「本件信託契約2」という。以下、本件信託契約1と併せて「本件各信託契約」という。）。（乙1）
- (6) アエルは、平成20年3月24日、東京地方裁判所に民事再生手続開始の申立てを行い、同月27日、民事再生手続開始の決定を受け、同年4月30日、民事再生法49条1項に基づき、本件サービス契約を解除した。
- (7) 被告は、本件サービス契約が解除された平成20年4月30日、ネットカード株式会社（以下「ネットカード」という。）に対して本件貸金債権を含む信託債権に係る回収事務を委託するとともに、同年5月23日、原告を含む信託債権の債務者に対し、アエルの被告に対する信託債権の譲渡について、本件信託契約等に基づき、貸金業法に基づく通知及び動産債権譲渡特例法（以下「特例法」という。）4条2項に基づく登記事項証明書の交付による通知（以下「本件債権譲渡通知」という。）を行った。（甲8, 9, 弁論の全趣旨）
- (8) アエルについては、平成21年3月18日、東京地方裁判所により、過払金の弁済率を5%とすることなどを内容とする再生計画が認可された。
- (9) 被告は、エヌシーキャピタル株式会社（以下「エヌシーキャピタル」という。）に対し、平成20年6月、信託債権を譲渡し、同月30日、本件各信託契約を解除により終了させた。（甲9, 乙11, 弁論の全趣旨）
- (10) 原告は、平成20年7月1日から平成22年2月4日まで、エヌシーキャピタルに対して、本件基本契約上の金銭消費貸借取引における債務に対する弁済として金員の支払を行った。（甲1, 弁論の全趣旨）

3 爭点

- (1) アエルが平成17年6月28日以降に原告に貸し付けた金銭の貸金債権は、

アエルにおける過払金による弁済充当により消滅するか（争点1）。

- (2) 原告は、被告に対し、本件弁済が被告の有する本件貸金債権についての弁済であったことを主張できるか（争点2）。
- (3) 本件弁済金は信託財産に帰属するか（争点3）。
- (4) 被告に利得があるか（争点4）。
- (5) 被告は悪意の受益者にあたるか（争点5）。
- (6) 被告が善意の場合の現存利益はいくらか（争点6）。

4 争点に対する当事者の主張

- (1) アエルが平成17年7月3日から平成20年4月7日までの間に原告に貸し付けた金銭の貸金債権は、本件信託契約1による信託譲渡より前に原告とアエルとの間の取引において発生していた過払金の充当によって消滅するか（争点1）。

（原告の主張）

アエルは、原告に対し、平成17年7月3日から平成20年4月7日の間、別紙1の計算書の「借入額」欄記載のとおりの貸付け（以下「追加貸付け」という。）を行ったが、アエルは、本件信託契約1による信託譲渡が行われた後も、本件貸金債権上の貸主の地位を同社に留保していたから、追加貸付けと同時に同信託譲渡前に既に発生していた本件基本契約に係る金銭消費貸借取引上の過払金が当該貸付けにかかる貸金債権の弁済に充当される旨の充当合意が存在し、この過払金充当合意によって、追加貸付けに係る貸金債権は消滅する。

そうすると、被告は、原告に対し、別紙2の計算書のとおり、過払金返還債務を負う。

（被告の主張）

争う。

- (2) 原告は、被告に対し、本件弁済が被告の有する本件貸金債権についての

弁済であったことを主張できるか（争点2）。

（原告の主張）

債権譲渡がされたにもかかわらず債務者対抗要件が具備されていない場合には、債権譲受人と債務者との関係においても、また、債権譲渡人と債務者との関係においても、債権譲受人が債権者である。債権譲受人は、自らが債権者であることを債務者に主張できないにとどまる。

本件において、原告の主観は、アエルが本件貸金債権者であり、債権者アエルに本件弁済金を給付している認識であるが、実際は、アエルは債権回収業者に過ぎず、被告が本件貸金債権者である。アエルは被告から委託を受けた債権回収業者であり、アエルが受領した本件弁済金は被告に引き渡されているから、利得しているのは被告である。

（被告の主張）

被告は、原告に対し、平成20年5月23日頃、本件貸金債権の債権譲渡通知を行ったが、それまでは債務者対抗要件を具備していなかった。

債務者対抗要件が具備されていない状態で、債務者が債権譲渡人を債権者として弁済を行った場合、かかる弁済は、債務者から債権譲渡人に対する弁済であり、債権譲受人を債権者とする弁済とはいえないことからすると、被告が原告との間で過払金の受領者と認められる余地はない。また、かかる弁済による利得は債権譲渡人に帰属するから、当該利得が債権譲受人に帰属するを考える理由はない。

（3）本件弁済金は信託財産に帰属するか（争点3）。

（原告の主張）

信託財産である貸金債権が存在しないにもかかわらず、受託者においてこれらが存在すると誤信して債務者から利息金や元金として金銭を受領した場合、受領した金銭は信託財産の果実でも代位物でもないから信託財産に属さない。

(被告の主張)

信託財産は、信託口座において受け入れた金銭等で構成され、本件弁済金の一部は、被告が管理する信託口座に送金されており、信託財産である。

(4) 被告に利得があるか（争点4）。

(原告の主張)

ア 本件弁済金は、本件サービス契約の受任者であるエルを通じて原告から被告に引き渡されているから、利益の客観的な帰属者である被告に対する弁済となり、被告が利得を得ている。

イ 本件貸金債権が信託財産を構成し、被告が経済的に見て主に導管としての役割を果たしているとしても、信託契約の受託者は、法的には信託譲渡された債権の帰属主体であり、信託財産に係る債務の帰属主体でもあるのであるから、導管性を根拠に不当利得の存否を判断することはできない。

ウ 本件各信託契約において不当利得返還債務の負担者をエルであると定めたとしても、それによって原告の不当利得返還請求権は影響を受けず、また、エルが、民事再生手続においてどのような認否をしようと、それによって原告の不当利得返還請求権が影響を受けることはない。

(被告の主張)

ア 不当利得の受益者（利得者）とは、利益が事実上帰属した者と解されるところ、複数の利得者が観念される場合は、誰が返還義務を負うかについては因果関係及び法律上の原因の有無によって判断され、一連の関係者うち誰から誰への不当利得返還請求権を認めることによって全関係の調整を行うかを決すべきある。

本件では、以下のイないしオからすると、被告に利得はない。

イ 本件における具体的な金銭の流れ

本件各信託契約における委託者かつ当初受益者であるエルは、債務者とエルとの間の二者間の流動性の低い貸金債権を、信託という方法を取

ることにより、流動性を高め、より柔軟な資金調達を行うことを目的として本件各信託契約を締結したものであって、本件各信託契約の受託者である被告は、貸金債権の受益権化に関して、受託者として行うべき業務を行い、その対価として信託報酬を得たにすぎない。

被告は、アエルが保有するセラー受益権及び劣後受益権への配当（ただし、劣後受益権への配当については、一定の事由が生じるまで。以下「アエル配当分」という。）については、被告が管理する信託口座（以下「本件信託口座」という。）への送金すら行っておらず、アエル配当分に相当する金銭は受託者たる被告に帰属していなかった。また、被告は、アエル又はネットカードが本件信託口座に送金した回収金相当額についても、本件各信託契約に基づき、信託費用に相当する額以外全てを優先受益権者等に配当しており、信託業務の対価である報酬以外は上記回収金相当額について一切の配当を受けていない。

したがって、被告は、原告を含む貸金債権の債務者による金銭の支払から経済的利益を受ける関係ではなく、原告が支払った過払金から利益を受けたとはいえない。

ウ 信託法（平成18年法律第108号による改正前のもの。以下同じ。）の規定及び信託の導管性

(ア) 信託法では、信託財産は、受益者の固有財産とは区別された特別な取扱いを受けるとされており、受益者が信託財産を運用することにより獲得された財産は、受益者の固有財産ではなく、信託財産に帰属されることが明示されている（信託法14条ないし17条）。

そうすると、本件信託口座で保管される金銭は、信託財産に帰属し、受託者の固有財産とは明確に区別されるのであって、受益者の財産管理人にすぎない被告に固有の経済的利益が生じることはない。

(イ) また、本件貸金債権を含む信託財産が増加しても当該信託財産の給付

を請求し得るのはアエルをはじめとする受益者であり、受託者にすぎない被告は、当該信託財産の増加による利益を受ける関係ではない。

エ 本件信託契約2における不当利得返還債務の負担者

アエルは、被告に対して、本件信託契約2において、貸金債務者が委託者に対して債権を有していないこと及び利息制限法の上限利息の規定を除く全ての法律等の要件を充足していることを表明及び保証しており（本件信託契約2第9.1項），これらの要件を満たしていない場合には、アエルは、被告から当該債権を買い戻す義務を負うこととされ、過払金が発生しているような貸金債権は信託対象債権から除外することが合意されていた。

また、本件信託契約2は、信託譲渡後に発生した過払金の処理について、アエルのみが経済的負担をすることを規定している。

オ アエルが、本件各信託契約締結後の過払金返還債務を認めていること

アエルは、民事再生手続において本件各信託契約締結後に発生した過払金についてアエルに返還義務があることを認め、再生債権又は共益債権として取り扱っている。

(5) 被告は悪意の受益者にあたるか（争点5）。

（原告の主張）

ア 被告は、金融機関である上、消費者金融会社の貸金債権を証券化する仕組みを自ら考案して実行に移したことからすると、消費者金融業界の実態や貸金業法等の規制、過払金に関する判例等を調査、分析していたといえ、過払金に対する一連の経緯やアエルが平成15年9月30日に会社更生手続開始決定を受けていたこと、本件信託契約2の過払金返還請求に関する条項からすると、貸金業者についてみなし弁済が成立しないことを知っていたといえる。

イ アエル及びネットカードは貸金業法に定める書面を交付しておらず、被

告は、アエル及びネットカードに対して、債権回収の代行をさせていたのであるから、悪意の有無は代行者であるアエル及びネットカードについて決するべきといえる。したがって、被告は悪意の受益者といえ、仮に悪意でないとしても、アエルと本件各信託契約を締結して漫然と弁済金を受領していたことからすると、少なくとも重過失があったといえる。

(被告の主張)

ア アエルは、被告に対し、本件信託契約2において、前記のとおり、アエルが過払金に係る不当利得返還債務等を負担していないことや債務者に対する貸金債権のみが信託債権に含まれることを表明して保証しており、本件各信託契約後に債務者から行われる信託対象債権に関する弁済により過払金は発生しないと信じていた。

また、被告は、原告とアエルとの取引履歴を保有しておらず、アエルからも過払金が発生していることを聞かされていなかった。

さらに、被告は、本件各信託契約を通じて、信託を受けた多数の貸金債権を総額ベースで管理しており、アエルが本件信託口座に送金した金銭も該当期間中にアエルが回収した金額を基礎に算出された額がアエルの一般財産から支払われているにすぎなかつたから、被告はアエルからの送金に原告の過払金に相当する金額が含まれると認識していなかつた。

イ 被告は、本件各信託契約における受託者であり、平成21年9月4日に最高裁判決が出るまでは被告が信託対象債権の全てについて利息制限法の上限利息に基づく引き直し計算をする義務はなく、本件取引に関する取引履歴も所持していなかつた。

したがつて、被告は、本件弁済について過払金が含まれているとの認識を有していなかつたことについて重過失はない。

ウ 不当利得における悪意の判断に関しては、代理人の悪意の効果は本人には及ばないため、被告が善意である以上、本件においてアエルが悪意であ

ったとしても、被告自身が悪意の受益者とされる余地はない。

(6) 被告が善意の場合の現存利益はいくらか（争点 6）。

（被告の主張）

被告は、本件各信託契約に基づき、信託対象債権についての回収金相当額としてアエルから受領した金銭をアエル等の受益者に配当等し、また、被告は、本件各信託契約の終了に伴い、信託財産を全て受益者に配当した。

（原告の主張）

被告は、受益権者に対して過払金を全額配当しておらず、信託報酬を得て いる。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

前記の前提事実、証拠（乙1，19ないし22）及び弁論の全趣旨（平成25年2月21日の本件第2回口頭弁論期日における原告・被告双方の陳述等）によれば、次の各事実が認められる。

(1) 本件信託契約2は、委託者をアエルほか4社、受託者を被告として、受益権者のために当初信託債権（当初信託現存債権及び追加信託将来債権の総称）に関する管理・処分することを目的（第2条第2・1項【以下、条項のみを示し、また、本件信託契約2を本契約という。】）として締結されたものであり、その要旨は以下のとおりである。（乙1）

なお、当初信託債権とは、本契約第2条第1項に基づいて信託されたローン債権であり、ローン債権とは、リボルビングローン債権又は証書貸付債権を意味する。

ア 第2条（信託の目的、当初信託）

各委託者は、平成16年4月8日、受託者に対し、受益権者のために管理・処分することを目的として、委託者が保有する当初信託債権及び当初信託将来債権を信託し、受託者はかかる信託を受諾する（第2・1項）。

イ 第3条（追加信託）

各委託者は、(中略)受託者に対して追加的に、(中略)委託者が保有する追加信託債権(追加信託現存債権及び追加信託将来債権)を信託することができ、受託者はかかる信託を受託する。かかる追加信託債権が信託される計算日を以下「追加信託日」という(第3.1項)。

ウ 第4条（信託譲渡）

各委託者は、信託開始日に、受託者に当初信託債権を譲渡し、追加信託債権を信託する委託者はいずれも、関連する追加信託日に、かかる追加信託債権を受託者に譲渡する。委託者及び受託者は、これらの各譲渡に関し、真正で、有効な信託譲渡とする意図があることを、ここに確認する。その後の各支払予定期日において、関連する債務者が支払うべき信託債権に関する元金、利息及び遅延損害金を含めた、信託債権の回収金の全額を受領する権利は、信託開始日(当初信託債権の場合)又は関連する追加信託日(追加信託債権の場合)に、受託者に付与される。

エ 第5条（対抗要件）

- (ア) 各委託者は、債務者以外の第三者に対して、特例法第2条1項に規定されている登記方法により、かかる委託者が信託した各信託債権の譲渡についての対抗要件を具備するものとする(第5.1項)。
- (イ) 本契約に基づく信託債権の譲渡についての債務者に対する対抗要件の具備は、本契約第5.3項に該当する場合及び本契約第7条に従い債務者に対して通知がなされた場合を除き、留保されるものとする(第5.2項)。
- (ウ) 本契約第5.2項にも関わらず、(イ)本契約第7.1項(3)の場合、各委託者は、直ちに、債務者に対して受託者が信託債権の債権者となるよう、変更されたサービスに関するかかる委託者が委託した全信託債権(中略)の譲渡につき対抗要件を具備するために必要な措置を講じる

ものとする（第5.3項）。

才 第6条（関連書類）

各委託者（中略）は、信託開始日（当初信託債権の場合）又は関連する追加信託日（追加信託債権の場合）までに、受託者及び／又は受託者が指定する人物に対して、(a)かかる委託者が信託した信託債権に関する金銭消費貸借契約の契約書及びその他関連書類及び(b)かかる信託債権に関する一定の情報（債務者の氏名及び住所並びに各自の元本残高額、利息及び遅延損害金、並びにかかる各信託債権を特定するために必要なその他情報を含むがこれらに限定されない。）を委託者及び受託者間で同意した形式により保存する電磁媒体を交付するものとする（第6.1項）。

カ 第7条（貸金業の規制等に関する法律に基づく通知）

委託者の指示に従い、受託者は、本第7.1項(1)から(6)の下記に記載する出来事が生じた場合（下記出来事には、サービスが変更される場合が含まれている。）を除き、信託債権の譲渡に関して貸金業法24条2項が準用する貸金業法第17条1項に規定される債務者に対する通知を行わない。かかる出来事が生じた場合、又はかかる出来事の発生後に信託将来債権が生じ、受託者に譲渡される場合、若しくは追加信託債権が受託者に追加的に信託された場合、受託者は本契約第7.2項に基づき、関連する受託者及び委託者の連名で貸金業法に基づく通知を行うものとし、各委託者は、受託者及び委託バックアップサービスに対してかかる目的に必要な権限をここに付与する。債務者が、貸金業法に基づく通知が省略されたことを理由として、利息制限法所定の上限利息を超える過払利息の返還請求を主張する場合、関連する委託者は、かかる委託者は、関連する債権が譲渡されたためにかかる過払い利息から利益を得ていないと主張することによって、かかる返還を拒否してはならないものとする。関連する委託者がかかる過払い利息を返還する場合、かかる委託者は受託者に対して当該返

還についての償還請求をすることはできないものとする。受託者が、(a) 貸金業法に基づく通知の不履行、(b)債務者の受託者に対する利息制限法所定の上限利息を超えた過払い利息の返還請求、又は(c)貸金業法第24条第2項の違反を理由に受託者に課される罰金、を理由として支払義務を負う場合、受託者は関連する信託債権を信託した委託者に対し、当該支払の償還を請求することができる。関連する委託者が直ちにかかる償還を行わなかつた場合、受託者は本契約に従い信託財産から信託関連費用としてかかる支払の支払金を受領することができる。受託者が上記に従い信託財産から支払金を受領した場合であつても、関連する委託者は本第7.1項に基づく支払義務を免除されず、信託財産に対してかかる支払額を償還する義務を負うものとする(第7.1項)。

(以下略)

キ 第8条(委託者及び受託者による表明及び保証)

(ア) 各委託者は、信託開始日(当初信託債権に関して)及びかかる委託者が追加信託債権を受託者に信託する各追加信託日(かかる追加信託日に信託された追加信託債権に関して)現在で、受託者に対し下記の通り表明し保証する。

(1)かかる委託者が受託者に対し信託した各信託債権が関連するカットオフ日(各委託者が信託するローン債権が該当する委託者により選定された日)現在の適格基準を満たしている。

(2)本契約に規定される方法による各信託債権の信託が有効になることによって、受託者に、かかる信託債権の完全で制限のない所有権及び権原、かかる信託債権についての全権利、権原及び持分、利益が譲渡されるが、いずれの場合にも、信託開始日に本契約に基づく信託と実質上同時に既存の融資に基づき生じた抵当権及び負債を償還することを条件としており、これに関連して、関連する債務者に対する対抗要

件の具備、貸金業法に基づく通知、及び、日本の印紙税の支払（中略）
以外に、受託者が、関連する債務者に対して、各信託債権の支払、又
は、日本の裁判所において各信託債権の履行を請求することを可能と
する、並びに、信託開始日に本契約に基づく信託と実質上同時に既存
の融資の償還を行うためにいかなる行動、条件、又は、行為も必要と
されない。

（中略）

(5) 委託者が信託した信託債権に関する各金銭消費貸借契約に関して、
かかる委託者及び関連するオリジネーター（かかる信託債権に関する
金銭消費貸借の元々の締結者であるアエル等をいう。）は、全ての重
要な点において、貸金業法及び各金銭消費貸借契約又はかかる信託債
権に適用できるその他の全法律又は規制を順守している（利息制限法
所定の適用上限金利を除く。）。

（中略）

(8) 利息制限法を前提として、かかる委託者の知る限りでは、かかる委
託者が信託した信託債権の回収又は履行を阻止する、遅延させる、非
合法化する、若しくはその他の妨害する効果のある、又は効果となる
主張またはその他の行為は存在しない。

（中略）

(13)かかる委託者の知る限りでは、かかる委託者が信託した信託債権に
関して、利息制限法に基づいて、債務者からのグレーゾーン金利の返
還に関する未決の請求はない（第8. 2項）。

(イ) 受託者、信託財産又は受益権者が、委託者が本契約（中略）第8. 2
項に規定される表明及び保証に違反したことに起因する損失又は損害を
被る場合、関連する委託者はかかる一切の損失及び損害を補償する義務
を負うものとする。ただし、本契約第11. 1項（又は、委託者が本契

約第8.2項(1)に規定される表明及び保証に違反した場合、第11.2項)に基づき、関連する委託者が自ら信託した関連する信託債権を購入する場合、委託者は本第8.4項に基づきかかる義務を履行したものとみなされる(第8.4項)。

ク 第9条(適格債権)

(ア) 各委託者は、本契約の条項に基づき受託者に対して当該委託者が信託した各信託債権が、(i)信託開始日(各当初信託債権の場合)又は該当する追加信託日(各追加信託債権の場合)現在、及び(ii)該当するカットオフ日現在において、以下に規定される適格基準の全てを満たすことを受託者に対して表明及び保証する。

(1) 信託債権は、適格ローン契約により発生した。

(2) 信託債権は、全ての重要な点において、当該オリジネーターの信用及び回収方針並びにかかる委託者及び当該オリジネーターに適用される法律、規則又は規制の全ての要件(利息制限法所定の適用上限金利を除く)を遵守した上で、設定された。

(3) 当該信託債権は、該当する金銭消費貸借契約の条項に従い、当該債務者の法的、有効的及び拘束力のある義務を構成しており、債務者に対して法的強制力を有する(利息制限法所定の利息制限に服する)。

(以下略)(第9.1項)。

(イ) 本契約第9.2項(第9.1項の誤記と認められる。)(1)にいう適格ローン契約とは、以下の条件を全て充たすローン契約をいう。

(1) ローン契約における債務者に関し、

(中略)

(c) 債務者が、該当するオリジネーター又は債務者に知れたる委託者に対して、何ら債権を有しないこと(第9.2項)。

ケ 第10条(委託者の合意)

信託有効期間中に、各委託者は以下の条項を遵守するものとする。

(1) 委託者が、かかる委託者が関連する信託債権に関する金銭消費貸借に基づく利息に疑問を呈する訴訟、その他法的手続又は申立（グレーゾーン金利の返還請求を含むがこれに限定されない。）の通知を受領した場合、又はこれらを認識した場合、かかる委託者は受託者及び関連するサービスに対して、その旨直ちに通知するものとする（以下略）（第10.1項）。

コ 第11条（委託者の義務及び信託債権購入の選択権）

(ア) 委託者は、表明及び保証が行われた日に、本契約（中略）において委託者が行った表明及び保証に著しく違反した場合、（中略）かかる委託者は、直後の10日間の決済日に、(x)かかる信託債権のローン債権元本額総額、及び(y)かかる10日間の決済日を含む月次回収期間中に回収される予定である利息相当額（ローン債権に関して、経過利息又は遅延損害金のその時点で未払残高として示される額。かかる月次回収期間に、又はかかる月次回収期間の前に支払がなされなかつた利息相当額を含む。）の合計額に相当する価額で委託者が信託した現存する信託債権の全てを購入するものとする（第11.1項）。

(イ) 信託債権が、(i)信託開始日（当初信託債権の場合）又は該当する追加信託日（追加信託債権の場合）、及び(ii)該当するカットオフ日に、本契約第9.1項に規定される適格基準の全部又は一部を満たしていないことが判明した場合、関連する委託者は、直後の10日間の決済日に、(x)かかる10日間の決済日現在の当該信託債権のローン債権元本額総額、及び(y)かかる10日間の決済日を含む月次回収期間中に回収された利息相当額（かかる月次回収期間に、又はかかる月次回収期間の前に支払がなされなかつた利息相当額を含む。）の合計額に相当する価額で受託者から当該信託債権を購入するものとする（第11.2項）。

サ 第14条（当初受益権者）

本信託の当初の受益権者は、委託者とする。

シ 第15条（受益権の種類）

本信託の受益権は、優先受益権、劣後受益権及びセラー受益権の3種類で構成される（第15.1項）。

ス 第20条（信託財産に属する資金の管理）

信託債権回収金等のうち、元本回収金（あらゆる信託債権に関する信託債権回収金等において、いずれかの債務者からいざれかの信託債権の元本についての返済金として回収した一部、及び本契約第11条に基づき信託設定者が受託者に対して支払うべきローン債権元本額を意味する。）は、信託元本配当準備金の一部として受託者が管理するものとし、信託債権回収金等の残高（以下「利息回収金」という。）、信託資金運用口座において発生した利息及び金利キャップ契約に基づき利息制限設定者から受託者に対し支払われた金額は、信託利益配当準備金として受託者が管理するものとする。本契約第35条に基づく資金の投資による利益及び信託財産からのその他の利益は、信託利益配当準備金の一部として管理されるものとする。

セ 第22条（各計算日における本信託の利益及び元本の配当）

(ア) 早期償還事由とは、以下のいずれかに該当する事由をいう。

(1) 委託者が債務弁済の期限が到来した際に通常その支払を停止し、破産申請、民事再生手続の開始、会社更生手続の開始、会社整理の開始、特別清算若しくはその他類似する倒産処理手続の開始の申請を行った場合、又はかかる手続（中略）が委託者に対し開始され、その開始から30日間存続した場合

（中略）

(10) 本契約書に基づく信託債権の譲渡に関して、貸金業法に基づく通知を直ちに行う必要が生じた場合

(以下略)

(イ) いずれかの早期償還事由又は調整償還事由が生じる前の各計算日に、受託者は、直前の月次回収期間に回収された利息回収金（回収された又は回収される利息相当額を含み、信託債権の買戻額に含まれる。）、かかる月次回収期間に信託資金運用口座において発生した利息、及び、かかる計算日に金利キャップ契約に基づき利息制限設定者から受託者に対し支払われた金額に関する信託利益配当準備金の中から以下の支払、配当及び振替を以下の優先順で行うものとする。

(中略)

(2) 全ての信託報酬、サービス手数料、金利キャップ関連費用、及びかかる計算日の前に支払予定となつたが支払がなされなかつた信託財産から支払うべき費用（以下略）（第22.1項）。

(ウ) 早期償還事由又は調整償還事由の生じる前の各計算日に、本契約第22.1項（中略）に基づく支払、配当及び振替の後で、受託者は以下に関する支払及び配当を信託元本配当準備金の中から下記の優先順で行うものとする（中略）

(2) 本契約第22.1項(2)及び第23.2項に基づき支払のなされていない信託報酬、サービス手数料、（中略）の未払額の支払（以下略）（第22.2項）。

(エ) なお、同条において、被告は、本件信託契約2に定められた信託報酬のみを受領する旨規定され、貸金債権の回収金から配当を受領する規定は存しない。

ソ 第24条（受益権の早期償還）

(ア) 早期償還事由の発生後、受託者は、翌月の各計算日に、直前の月次回収期間に回収された利息回収金（回収された又は回収される利息相当額を含み、信託債権の買戻額に含まれる。）、かかる月次回収期間に信託資

金運用口座において発生した利息、及び、かかる計算日に金利キャップ契約に基づき利息制限設定者から受託者に対し支払われた金額に関する信託利益配当準備金の中から以下の支払、配当、及び振替を以下の優先順で行うものとする。

(中略)

(2) 全ての信託報酬、サービス手数料、金利キャップ関連費用（以下略）（第24.2項）。

(イ) 早期償還事由の発生後、翌月の各計算日並びに本契約第24.2項（中略）の規定に基づく支払、配当及び振替の後で、受託者は、(i)直前の月次回収期間において回収された元本回収金（いずれかの信託債権の買戻額に含まれるローン債権元本額を含む。）、(ii)サービスシング契約（中略）に基づき、直前の計算日の後のいずれかの10日間の決算日にサービスから受託者に対して送金される金額；（中略）について信託元本配当準備金の中から下記の優先順で支払及び配当を行うものとする。

(中略)

(2) 本契約第24.2項(2)及び第23.2項に基づき支払のなされていない信託報酬、サービス手数料（中略）の未払額の支払（以下略）（第24.3項）

(ウ) なお、同条において、被告は、本件信託契約2に定められた信託報酬のみを受領する旨規定され、貸金債権の回収金から配当を受領する規定は存しない。

タ 第28条（本契約の終了）

以下に該当する場合、受託者は本契約を終了させることができ、その際には本契約は終了する。

(中略)

(2) (a) (中略), (ii)本信託を継続することにより発生する費用（租税

公課、サービス手数料、信託報酬、金利キャップ関連費用、信託財産から支払うべき費用及び信託関連費用を含むがこれらに限定されない。)が、信託財産及び信託債権から生じる資金総額によつても支払えない可能性を受託者が合理的に認識する場合、又は(iii)本信託を継続することにより受託者の信託業が著しい悪影響を受ける恐れがある旨受託者が合理的に判断する場合のいずれかであつて、かつ、(b)優先受益権者が同意する場合(第28.2項)

チ 第29条(本信託の終了、終了に伴う信託財産の分配)

(ア) 本契約の期間満了又は本契約の終了により本契約が終了する場合、信託終了日に、以下に関する支払及び配当を信託利益配当準備金の中から下記の優先順で行うものとする。

(中略)

(2) サービサー手数料、信託報酬(中略)の支払(以下略)(第29.2項)。

(イ) 本契約の期間満了又は本契約の終了により本契約が終了する場合、信託終了日に、受託者は、本契約第29.2項及び第23.1項ないし第23.5項に基づく支払、配当及び振替後、信託元本配当準備金の合計額(中略)並びに現金準備額(中略)の中から以下の支払及び配当を以下の優先順で行うものとする。

(中略)

(2) 本契約第29.2項(2)及び第23.2項に基づき支払のなされていない、サービス手数料、信託報酬(中略)の未払額の支払(以下略)(第29.3項)。

(ウ) 本契約の終了後、債務者が、貸金業法に基づく通知が省略されたことを理由として、利息制限法所定の上限利息を超える過払利息の返還請求を主張する場合、各委託者は、債権の債権者が受託者であったためにか



かる債務者からかかる過払い利息による利益を得なかつたと主張することによって、かかる返還を拒否してはならないものとし、かつ、かかる過払い利息を返還する場合、受託者に対して当該返還についての償還請求をすることはできないものとする。本契約の終了後、受託者が、債務者による利息制限法所定の上限利息を超える過払利息の返還請求（理由の如何を問わない。）に従う場合又は貸金業法第23条第2項の違反を理由に罰金を支払う義務を負う場合、受託者は、直ちに、各委託者に対して当該支払の償還請求をすることができる（第29.6項）。

(i) なお、同条において、被告は、本件信託契約2に定められた信託報酬のみを受領する旨規定され、貸金債権の回収金から配当を受領する規定は存しない。

ツ 第33条（信託報酬）

(ア) 信託開始日に、アエル及び（中略）は連帯して、受託者に対し、(i)信託受託報酬（中略）(ii)デューデリジェンス手数料（中略）、及び(iii)バックアップサービス受託手数料（中略）並びに上記手数料に賦課された消費税相当額を支払うものとする（第33.1項）。

(イ) 2006年5月29日以降の追加信託により優先受益権が新たに設定され、優先受益権の元本額総額が700億円を超過した日（この日を含む）までの各計算日に、受託者は信託財産から、(I)継続信託報酬（中略）金額、及び(II)バックアップサービスに関する継続報酬（中略）並びに上記手数料に賦課された消費税相当額を受領する権利を有するものとする。

2006年5月29日以降の追加信託により優先受益権があらたに設定され、優先受益権の元本額総額が700億円を超過した日以降の各計算日に、受託者は信託財産から、継続信託報酬（中略）、及び(II)バックアップサービスに関する継続報酬（中略）を受領する権利を有するもの

とする。(第33.2項)。

(ウ) 2006年5月31日に、アエルは受託者に対し、(i)信託受託報酬(中略)(ii)バックアップサービス受託手数料(中略)、及び上記手数料に賦課された消費税相当額を支払うものとする。2006年5月29日以降の追加信託により優先受益権が新たに設定され、優先受益権の元本額総額が700億円を超過した月の最終営業日に、アエルは受託者に対し、(i)信託受託報酬(中略)、(ii)バックアップサービス受託手数料(中略)、及び上記手数料に賦課された消費税相当額を支払うものとする(第33.5項)。

テ 第34条(信託業務の部分委託)

受託者は、サービシング契約を締結することにより、各委託者に対して(サービサーという立場として)、本契約の締結日から(この日を含む。)

(a) (中略) サービサー選任の終了が決定したとき、及び(b)本契約が終了したとき、のどちらか早い方まで(その時点を含む。)の期間中、かかる委託者が信託した信託債権の運用、サービシング及び管理並びに本契約に基づく信託債権の売却代金の回収を委託するものとする(第34.2項)。

(2) アエルは、被告に対し、本件信託契約1に基づき、信託債権を譲渡して優先受益権、劣後受益権及びセラー受益権を取得し、その頃、当該優先受益権を第三者に売却し、相当額の売却代金を得た。なお、アエルは、平成17年6月28日本件信託契約に基づき、被告に対し、本件貸金債権を譲渡した。

(3) アエルは、平成16年4月頃から平成18年5月頃まで、本件信託契約及び本件サービシング契約に基づき、信託債権の債務者から元利金として回収した金員(以下「回収金」という。)の全額を本件信託口座に送金する方法で被告に送金し、被告は、本件信託契約及び本件サービシング契約に基づき、アエルから送金された金員(本件信託口座に送金された金員)の中から自ら

の信託報酬を取得するとともに、同金員を、租税公課、アエルへのサービサー手数料、金利キャップ関連費用その他の諸費用の支払や信託元本配当準備金、信託利益配当準備金等の準備金への振替等に充てた上、その残余を優先受益権者（投資家）やセラー受益権・劣後受益権者（アエル）に対して元本償還及び利益配当（以下、元本償還及び利益配当を併せて「配当」という。）として支払った。（乙1，21，22，弁論の全趣旨）

(4) アエルと被告は、平成18年6月頃、本件サービシング契約の一部を変更して、同月以降は、アエルが保有する劣後受益権又はセラー受益権について配当が生じる場合には、アエルが被告に送金すべき回収金の額からアエルに対する上記配当相当額を控除するという相殺処理をした後の残金をアエルは被告に送金（本件信託口座に送金）するという合意をした。アエルは、同月から平成20年3月まで、本件信託契約等及び上記変更後の本件サービシング契約に基づき、回収金から上記配当相当額を控除した残金を本件信託口座に送金し（ただし、平成20年4月分は送金されていない。）、被告は、本件信託契約等及び本件サービシング契約に基づき、アエルから送金された金員（本件信託口座に送金された金員）の中から自らの信託報酬を取得するとともに、同金員を、租税公課、アエルへのサービサー手数料、金利キャップ関連費用その他の諸費用の支払や信託元本配当準備金、信託利益配当準備金等の準備金への振替等に充てた上、その残余を投資家等の受益権者に対して配当として支払った。（乙1，19ないし22，弁論の全趣旨）

(5) アエルは、本件サービシング契約を解除した後の平成20年5月27日、回収金計30億9247万1022円を本件信託口座に送金し、被告は、同月28日及び同月29日、本件信託契約等及び本件サービシング契約に基づき、上記のアエルから送金された金員の中から、自らの信託報酬（315万円）の取得、バックアップサービサー手数料346万5000円の支払、アエルへのサービサー手数料の支払、28億2891万9964円（利息部分

が1億1548万3714円、元本部分が27億1343万6150円)の優先受益権者(投資家)及びセラー受益権者・劣後受益権者(アエル)に対する配当等を行った。

(6) 被告は、同年4月30日、ネットカードに対して信託債権の回収を委託し、同年6月25日、エヌシーキャピタルに対して信託債権を売却し、同月30日、本件信託契約等を解除するとともに、同年7月8日までに、上記売却代金及びネットカードが同年5月26日から同年6月25日までに信託債権の元利金として回収した金員等の本件信託口座に残存する全ての金員の中から、自らの信託報酬315万円の取得、ネットカードへのサービス手数料9191万9120円の支払、優先受益権者に対する237億6362万2275円の配当及びセラー受益権者・劣後受益権者に対する8億2364万6470円の配当を行った。

2 争点について

(1) 争点1(アエルが平成17年7月3日以降に原告に貸し付けた追加貸付けに係る貸金債権は、アエルにおける過払金による弁済充当により消滅しているか。)について

前記の前提事実及び前記1で認定した事実によれば、アエルが平成17年7月3日以降に原告に対して行った貸付けは、本件基本契約に基づく貸付けであるが、アエルと被告との間で本件信託契約1及び本件サービスシング契約が締結された後に本件基本契約に基づいて発生した貸金債権は、関連する追加信託日に被告に譲渡されて、被告が貸金債権者となっており(本件信託契約2第4条)、アエルは、同取引の管理及び回収事務を被告から受託したサービスとして貸付事務を実行する者に過ぎなかつたと認められる。

本件基本契約に係る追加貸付けについてアエルが貸主の立場を留保していたと認めるに足る証拠はなく、追加貸付けについてアエルが貸主の地位にあつたことを前提として原告とアエルとの間の本件基本契約に含まれた過払金

充当合意が追加貸付けにも効力が及ぶとする争点1に係る原告の主張は、前提を欠くものであって、採用できない。

以上によれば、原告とアエルとの間の従前取引から発生した過払金は追加貸付けには充当されず、平成17年7月3日から平成20年4月7日までの間の本件基本契約に基づく金銭消費貸借取引は、別紙1の計算書のとおり、追加貸付けに係る貸付金を借入額に反映した充当計算をすべきこととなる。

(2) 争点2（原告は、被告に対し、本件弁済が被告の有する本件貸金債権についての弁済であったことを主張できるか。）について

ア 本件各信託契約に基づきアエルから被告に本件貸金債権が譲渡され、権利移転の効力は、既発生貸金債権については本件各信託契約成立時に、将来発生貸金債権（追加貸付けに係る債権）については関連する追加信託日にそれぞれ生じたところ（本件信託契約2第4条），前記のとおり、本件各信託契約に基づく本件貸金債権の譲渡については、特例法4条1項の債権譲渡登記は経由しているものの、平成20年5月23日頃までは、民法467条1項の通知及び承諾、すなわち、本件貸金債権の譲渡人であるアエルから原告に対する債権譲渡の通知及び原告による債権譲渡の承認のいずれもがなかった。

そこで、以下、原告が、本件訴訟において、本件各信託契約に係る債権譲渡によって被告が本件貸金債権の債権者となった旨、すなわち、本件弁済が被告を債権者とする本件貸金債権についての被告に対する弁済であった旨を主張できるかを検討する。

イ そもそも、指名債権譲渡の対抗要件に関する規定である民法467条1項は、指名債権譲渡が、譲渡人と譲受人との間の無方式の諾成契約によって行えるものであって、債権譲渡に関与しない債務者及び第三者は債権譲渡の事実を知らないために損害を被るおそれがあることから、債務者及び第三者を保護するために設けられた規定であると解される。債権譲渡の当

事者において債務者との関係では譲渡人を債権者として扱ってもらうことに何らかの利益がある場合もあるとは考えられるが、同項は、かかる利益を保護するために設けられた規定ではなく、同項所定の通知・承諾があるまで、債務者は、債権譲渡がなかったものとすべき（譲渡人のみを債権者として扱うべき）こととなるものではない（債務者に何らかの義務や主張制限が課されるものではない）。債権は、譲渡人と譲受人との間の譲渡契約によって権利移転し、同項所定の通知・承諾がなくとも債務者側から債権譲渡があった旨を主張することができると解するのが相当である（大審院明治38年10月7日民事判決録11号1300頁参照）。

以上より、原告は、本件各信託契約によってアエルから被告に本件貸金債権が債権譲渡されたことを主張することができ、本件弁済が被告を債権者とする貸金債権に対する弁済であった旨を主張することができる。

ウ　なお、被告は、原告は、債権譲渡人であるアエルを債権者であると認識して本件弁済を行ったのであるから、原告が、弁済を行って債権が消滅した後に回顧的に、弁済の対象である本件貸金債権の債権者が被告であって本件弁済が被告に対する弁済であったと主張することができるとするのは相当ではない旨を主張する。

証拠（甲30）及び弁論の全趣旨によれば、原告は、本件弁済において、本件基本契約上指定された弁済方法（アエルと提携する貸金業者のATM等を利用したアエル名義の口座に対する送金等）によってアエルに対して弁済を続けていたことが推認できるが、一方で、本件全証拠に照らしても、原告が、本件弁済を行うに当たって、本件貸金債権とは別個のアエルを債権者とする債権に本件弁済を充当する旨の充当指定の意思表示を行ったことや、原告が、アエルとの間の訴訟やアエルの民事再生手続等において、本件弁済は、アエルを債権者とする債権に対する弁済であった旨を主張したことなどは窺えない。

確かに、アエルから被告に対し本件各信託契約に基づいて本件貸金債権が信託譲渡されたことは、アエルや被告から原告に対する通知がなかったために、原告においては認識していなかった可能性が高く、原告は、本件弁済当時、金員支払の相手であるアエルが本件貸金債権の債権者の立場にあると認識していた可能性が高いと考えられる（原告自身が、本件弁済当時アエルが本件貸金債権の債権者であると認識していたと主張している。）。

しかしながら、前記で認定、判示したとおり、本件各信託契約による債権譲渡によって本件貸金債権はアエルから被告に移転していたのであり、このことは原告の認識如何で左右されるものではない。また、証拠（甲1、30）及び前記前提事実並びに弁論の全趣旨によれば、本件貸金債権の帰属如何にかかわらず、本件弁済が、本件貸金債権に対する弁済として行われたものであることは明らかである。そして、弁済自体は事実行為に過ぎず、弁済を行った債務者が、弁済金を交付した相手が、眞実は債権者から委託を受けて回収事務を行う者（サービサー）であったにもかかわらず、これを債権者であると認識、誤認していたとしても、かかる「認識」、「誤認」があったがために、債務者が、その後、当該債権の眞実の債権者をもって債権者であると主張した上で同債権者に不当利得返還を請求することが許されなくなると解すべき理由はない。したがって、原告が本件弁済当時に本件貸金債権の帰属主体が被告ではなくアエルであると誤認していたという事実があることによって、原告が、本件訴訟において、本件貸金債権の帰属主体すなわち債権者が被告であり、本件弁済はサービサーであるアエルを介して債権者である被告に対して行われた弁済、すなわち被告に対する弁済である旨を主張することが許されなくなると解することはできない。

被告の上記主張は、失当であって、採用することはできない。

また、被告は、民法467条1項は、債務者が二重払いの危険性を負担

する事態の発生を防止することを目的とする規定であって、同項は、債務者が、当該弁済が譲渡人に対するものであったか譲受人に対するものであったかを弁済の後に事後的、回顧的に選択し得る権利を認めた規定ではないという旨も主張する。しかし、本件において、原告は、アエルと被告との間の債権譲渡（信託譲渡）が民法467条1項所定の対抗要件を具備していないことを理由として被告が本件貸金債権の債権者であると主張しているのではないから、被告の同項の解釈に関する主張は、原告の主張が許されない理由として主張するものであるとすれば、失当である。

(3) 争点3（本件弁済金は信託財産に帰属するか。）について

平成17年7月3日時点においては本件貸金債権は実際にはそれまでの弁済によって消滅していて、原告とアエルとの間の従前取引は過払状態となっており、平成17年7月3日から平成20年4月7日までの本件基本契約に基づく金銭消費貸借取引は、別紙1の計算書のとおり、過払状態が継続している状態であった。

しかし、証拠（甲9）及び前記の前提事実(7), (9), (10)によれば、被告は、原告に対し、被告からエヌシーキャピタルに対して本件貸金債権が債権譲渡された旨を通知しており、被告は、アエルとの間で本件信託契約1を締結した後、エヌシーキャピタルに信託債権を譲渡するまでの間、本件貸金債権が信託財産に含まれているものとして取り扱い（すなわち、本件貸金債権については、上記期間において、信託対象債権から除外される措置が取られることなく）、本件弁済金は、本件貸金債権に対する弁済金として、アエルから本件信託口座に回収金総額に含めて送金され、被告はこれを信託財産として管理していたと認められる。

以上によれば、本件弁済金は本件各信託契約に係る信託財産に帰属していたと認められる。

(4) 争点4（被告に利得があるか。）について

ア 納付不当利得における法律上の原因とは、原則として、納付の基礎となつた当該法律関係を意味し、納付をした者に損失を認め、納付を受けた者に利益を認めるのが相当である。

そして、弁済がされたが弁済の対象となつた債権が存在しなかつた場合は、当該債権の不存在が「法律上の原因がないこと」に、債務者の弁済金の支出が「損失」に、債権者の弁済金の受領が「利得」に、それぞれ該当すると解される。

また、民法704条が、悪意の受益者については、その「受けた利益」に利息を付して返還しなければならないと規定し、同法703条が、悪意の受益者ではない受益者については、その「利益の存する限度において」返還する義務を負うと規定していることからすれば、同法704条にいう「受けた利益」、すなわち同法上の不当利得における利得とは、利得者が当初取得した利益であり、給付利得においては、給付された財貨が「受けた利益」すなわち利得に当たると解するのが相当である。

イ なお、被告は、本件各信託契約によるアエルから被告に対する本件貸金債権等の信託譲渡（以下「本件信託譲渡」という。）においては、アエルから送金される債権の回収金は、一時的、形式的に受託者である被告に帰属するだけであり、被告の手元に残るのは信託報酬だけであって、その余の信託財産は、公租公課や信託費用を除いて、最終的には受益権者に帰属すること、いわゆる「信託の導管性」を理由に、信託財産となつた回収金の経済的利益は、実質的には受益権者が有しており、被告には、不当利得返還債務の発生根拠たる利得がない旨を主張する。

しかしながら、民法上の不当利得返還請求権に関する規定（同法703条、704条）における「受けた利益（利得）」とは、前記のとおり、利得者が当初取得した利益（給付利得においては給付された財貨）をいうのであるから、信託の導管性や受託者が導管体の役割を果たすに過ぎないこ

を理由に信託の受託者である被告には同法704条所定の「受けた利益」（利得）もない旨を主張する被告の主張は採用できない（民法上の不当利得返還請求権に関する規定上の「利得」の概念は、いかなる者に納税義務を課すかという税政策上の観点から規定が設けられている法人税や所得税等に係る税務関係法令上の「所得」の概念とは異なる。したがって、信託の受託者の法人税が課されないこと等を説明する際に用いられる信託導管論を、不当利得に関してそのままに当てはめることはできない）。

また、信託の受託者が、過払金である弁済金が混入した信託財産から最終的には信託報酬を得る以上の経済的利益を受けていないとしても、受託者が善意の受益者に当たる場合には、民法703条により、現存利益の限度で受けた利益を返還すれば足りるのであって、受託者の信託財産上の上記の立場（いわゆる導管体的立場）から直ちに、受託者に利得があると解するのが不合理ということにはならない。さらに、信託の受託者が、法律上の原因のない財貨であることを知りながら、これをサービスナーに回収、送金させて信託財産に混入させた上で配当等として分配しているような場合、すなわち悪意の受益者に当たるといえる場合には、受託者に利得があるとして、民法704条によって、受託者に、利得すなわち給付された財貨全額の返還義務を負わせても不合理とはいえない。かかる観点に照らしても、被告の上記主張は理由がない。

ウ そこで、以下、被告に給付利得があるか、すなわち被告が本件弁済金について財貨の給付を受けたと認められるかを検討する。

(ア) 紹介利得があるか否かは、当該紹介行為（弁済行為等）が行われた時点においてどのような事実関係が存在したかに照らして、客観的に判断されるべきところ、前記の前提事実、前記1の認定事実、証拠（乙19ないし22）及び弁論の全趣旨によれば、被告は、本件信託譲渡によって本件貸金債権を含むアエルの顧客に対する債権の譲渡を受けてから、

エヌシーキャピタルに対して本件貸金債権等を債権譲渡するまで、法的には、本件貸金債権の債権者の地位にあったことが認められる上、①アエルは、本件サービシング契約に基づき被告から回収事務等の委託を受けたサービスとして、本件貸金債権の弁済金として、原告から本件弁済金の支払を受けていたこと、②被告及びアエルは、本件弁済金も含めたアエルの回収金を信託財産として扱い、本件弁済金の額も含めたアエルの回収金総額を基礎として、アエルから被告に対する送金額、受益権者の配当額等を算出していたこと、③本件弁済金相当額が、アエルが被告に送金したアエルの回収金総額（配当の額等の算出の前提とされた金額）から特に除外されていた事情は窺えないこと、④被告は、アエルから送金された回収金を信託財産として管理し、これを原資として、受益権者への配当、信託報酬への充当、サービス手数料、信託費用、公租公課の各支払等を行っていたこと、⑤アエルが、本件弁済金を含む回収金を原資としてアエル自身が最終的に得た財貨は、主として、サービス手数料と劣後受益権及びセラー受益権の配当であったが、サービス手数料は、本件サービシング契約に基づいて被告がアエルに支払うべき金員であり、サービス手数料と劣後受益権及びセラー受益権の配当は、本件各信託契約に基づいて被告がアエルに支払うべき金員であって、いずれも、被告との間の法律関係に基づいて被告から支払われたと評価できる金員であり、これらは、原告ら顧客からの弁済によって直接アエルが得た利益とは認めがたいものであること、⑥アエルが、平成18年6月以降、劣後受益権及びセラー受益権について配当が発生する場合に、サービスとして回収した回収金総額から上記各受益権の配当に相当する金額を控除した残金を被告に送金するようになったのは、被告のアエルに対する本件サービシング契約に基づく回収金請求権とアエルの被告に対する本件各信託契約に基づく配当請求権とを相殺処理する旨の合意

が被告とアエルとの間であったからであり、上記の控除金も、原告ら顧客からの弁済によって直接アエルが得た利益とは認めがたいものであること、⑦アエルは、優先受益権の売却によって対価を得ているが、本件全証拠に照らしても、その対価額は不明である上（したがって、同対価額が、過払金の分配部分も含んだ配当を優先受益権者が将来受け取ることができるという事情を折り込んだ対価額となっていたか、過払金である本件弁済金を受領できることの対価に相当する金員をアエルが優先受益権売却の対価として得ていたかも不明である。顧客の中に過払金発生を主張して弁済を停止をする者があらわれること等も予測して、譲渡対象となった債権総額の額面額から算定される優先受益権の価値よりも、相当廉価で、同受益権が売却されている可能性も否定できない。）、アエルが取得した優先受益権の売却対価それ自体は、本件弁済金を原資とした財貨ではないこと、⑧原告らが支払った過払金を含むアエルの回収金は、アエルから被告（本件信託口座）に送金されて、本件各信託契約に係る信託財産（以下「本件信託財産」という。）に帰属した上、その相当割合が、被告を通じて、優先受益権者に配当として支払われているが、優先受益権者は、投資家（証券化された優先受益権を購入した者ら）であって、原告が、優先受益権者の氏名、住所等を把握するのは困難である上、優先受益権者の配当受領自体は被告らとの間の法律関係に基づくものであって法律上の原因がないとはいえないことから、原告が優先受益権者に対して不当利得返還請求を行って、上記の配当に含めて支払われた過払金を取り戻すことは、事実上も法律上も困難であること、⑨受益権者に支払われた配当の原資である本件信託財産には、本件弁済金に係る過払金も混入しているが、原告が、受益権者に対して不当利得返還請求を行うことは上記⑤ないし⑧の事情により困難である上、信託財産自体には法人格がなく、信託財産自体を被告として不当利得返還請求訴

訟を行うこともできないから、仮に信託の受託者も不当利得返還義務を負わぬこととなると、結局、貸金債権の信託譲渡及び受益権の証券化という仕組みを用いれば、本来受領することにつき法律上の原因のない財貨であるはずの過払金を、弁済者に返還することなく、配当、信託報酬、サービス手数料等の名目で受託者、受益者、サービスらで分配することが可能となること、以上の事実及び事情も認められる。

これらの事実及び事情を考慮すれば、本件弁済金の給付を受けてこれを利得した者は、本件信託財産の受託者、すなわち、信託譲渡によって本件貸金債権の債権者となった被告であると認めるのが相当である。

(イ) なお、被告は、本件弁済金は、本件信託財産以外のアエル固有の貸金債権の回収金の受け取りにも利用されていたアエルの銀行預金口座に入金されており、一旦、アエルの一般財産に混入しているから、アエルが本件弁済金を被告に対して送金したとはいえず、被告が本件弁済金の給付を受けたと認定することは相当ではない旨を主張する。

しかしながら、貸金債権の債権者から債権の回収事務を委託された者が、債務者から回収した金員を同人の財布や預金口座等に入れるなどして、一旦同人の財産に混入したとしても、同人が回収金相当額を、横領・着服することなく、サービスシング契約や回収委託契約等の債権者との間の契約に基づいてその後債権者に支払った場合には、社会通念上は、債務者から債権者に対して弁済があったと認められ、利得は、回収事務を委託された者ではなく債権者にあると評価するのが相当である。このことは、本件弁済金についても同様である。したがって、被告の上記主張は採用することができない。

(ウ) 被告は、本件信託財産は、被告の固有財産とは区別された、受益権者に配当されることが予定された財産であったのであるから、本件弁済金が本件信託財産に帰属したとしても、これを被告の利得と考えることが

できないと主張する。

しかしながら、信託財産に過払金等の法律上の原因なく給付された財貨が混入した場合、信託財産が受託者の固有財産と区別して管理されていたとしても、信託財産には法人格がないから、信託財産自体を被告として不当利得返還請求を行うことはできない。したがって、上記の場合には、信託譲渡によって信託対象財産の権利者となっている受託者に利得があるものとして、受託者に不当利得返還義務を負わせることは不合理とはいえない。

また、信託契約が終了して、信託財産がすでに存在しない状態となっている場合であっても、前記のとおり、受託者が善意の受益者に当たる場合には、受託者は、現に利益が存する限度でのみ不当利得を返還すれば足りるのであるから、上記の場合に、受託者に利得があると認めることが特に不合理であるとまではいえない。

受託者である被告に利得があると認め、被告に不当利得返還義務を認めても、信託財産の独立性を侵害する等の不合理な結果が生じるとまではいえず、被告の上記主張は採用できない。

(エ) 被告は、本件各信託契約において、アエルが被告に対して、貸金債務者が委託者に対して債権を有していないこと及び信託の対象となる債権が利息制限法の上限利息の規定を除く全ての法律等の要件を充足していることを表明及び保証しており（本件信託契約2第9.1項），これらの要件を満たしていない場合には、アエルは、被告から当該債権を買い戻す義務を負うこととされ（本件信託契約2第11.2項），過払金が発生しているような貸金債権は信託対象債権から除外することが合意されていた旨指摘し、また、本件各信託契約は、本件信託譲渡後に発生した過払金の処理について、アエルのみが経済的負担をすることを規定している（本件信託契約2第7.1項、第29.6項）旨指摘して、被告が不当

利得返還債務を負わない旨を主張する。

しかし、被告は、本件各信託契約に基づく債権譲渡前にアエルのもとで生じていた過払金返還債務を引き継がず、被告に利得が認められるのは、前記の債権譲渡後に被告において取得した本件弁済金についてのみであるから、前者の指摘は被告の利得を否定する根拠にはならない。また、利得の有無については、利得者と損失者以外の関係者の合意によって利得の帰属を変更できるとは解されないところ、後者の指摘における規定は、アエルと被告との間の合意に過ぎないから、本件各信託契約上にかかる規定があることは、被告の利得を否定する根拠にはならない。本件各信託契約上、アエルが、被告に対し、上記の表明保証をした上で、債権の買戻義務や過払金をアエルの経済的負担において支払う旨を合意していたとしても、これらの合意はアエルと被告との間で効力を有するに止まり、これらの合意に何ら関与していない原告に効力が及ぶわけではない。

上記(ア)で認定した各事実に照らせば、被告に本件弁済金に係る過払金についての利得があると認められ、アエルと被告が、本件各信託契約において上記の合意をして、アエルが、民事再生手続において本件各信託契約締結後に発生した過払金についてアエルに返還義務があることを認めるなど、同合意に従った行動を取っている事実があつても、そのことをもっては、上記(ア)の認定は覆らない。

(5) 争点5（被告は悪意の受益者にあたるか。）について

ア 被告は、貸金業者ではないものの、貸金業者であるアエルとの間で本件各信託契約を締結して、アエルの顧客に対する貸金債権の信託譲渡及び優先受益権の証券化等に関与した信託銀行であることや、本件各信託契約に過払金に関する記載があることに照らせば、被告は、本件各信託契約の締結当時、貸金業法や同法に係る最高裁判決等の主要な裁判例を認識してお

り、アエルとその顧客との間の貸付取引について貸金業法43条1項の適用が認められない場合には、顧客の弁済金のうち利息制限法所定の制限利息を超えて支払われた制限超過部分は、元本に充当して充当計算すべきであり、かかる充当計算の結果過払金が発生している場合には、当該過払金を顧客に不当利得として返還すべき義務が発生することを認識していたと推認できる。

また、原告がアエルに対して弁済を行った際に受領した明細書（甲30）は、貸金業法18条所定の記載事項の記載がないものであって、甲30及び弁論の全趣旨に照らせば、アエルと原告を含む顧客との間の金銭消費貸借取引においては、貸金業法18条所定の記載事項が記載された書面（以下「18条書面」という。）が交付されておらず、アエルの顧客との間の金銭消費貸借取引は、同法43条1項の適用のないものであったと認められる。

被告がアエルとの間で本件信託契約1を締結した平成17年6月28日当時は、過払金に係る不当利得返還請求訴訟が多数提起されていて、18条書面や貸金業法17条所定の記載事項が記載された書面（以下「17条書面」という。）の交付がないことを理由に同法43条1項の適用を認めず、顧客の貸金業者に対する不当利得返還請求を認容する下級審判決も多数あった状況にあったのであるから（公知の事実）、貸金業者であるアエルから貸金債権の信託譲渡を受ける被告においても、アエルにおける17条書面及び18条書面の交付状況及び記載内容に关心を有していたと考えられ（貸金業法43条1項の適用があるか否かで、譲渡対象の債権の総額が変わる上、同項の適用如何は、顧客から不当利得返還請求訴訟を起こされる訴訟リスクの有無に関わる事由でもあるから、当然、被告は、同項の適用如何に关心を有していたと考えられる。），被告は、上記で認定したアエルの18条書面等の交付に係る業務体制、すなわち、アエルが顧客に18条

書面を交付する体制を整えていないことを認識していたと推認できる。

また、証拠（甲1）及び前記認定の本件各信託契約の内容並びに弁論の全趣旨に照らせば、被告は、①アエルが顧客から利息制限法の制限利息を超える約定利息を收受していること、②アエルが送金する回収金の中には上記の約定利息の回収金も含まれていること、③アエルが、本件信託譲渡を行うに当たって、利息制限法所定の利率による引き直し計算を行わず、約定利率を前提として譲渡対象債権の債権額等を計算していることも認識していたと認められる。

上記の各認定事実によれば、被告は、本件貸金債権に係る取引内容を個別には認識はしていなかったとしても、アエルが本件信託口座に送金する回収金の中には、利息制限法所定の利率による引き直し計算を行えば既に弁済により消滅している貸金債権の弁済金としての過払金も含まれていることを認識していたと認められる。被告が、かかる認識を有しながら、本件基本契約に基づく金銭消費貸借取引について利息制限法所定の利率による引き直し計算を行はず（あるいは、アエルに指示してこれを行わせず）、同取引に係る具体的な過払金の発生やその額を認識していなかったとしても、同取引によって生じた過払金の利得について、被告は悪意であると認められる。

以上より、被告は、本件弁済金に係る過払金について、悪意の受益者であると認められる。

イ なお、前記認定事実（本件信託契約2第8.2項、第9条.1項、第9.2項、第11.1項、第11.2項）のとおり、アエルは、被告に対し、本件信託契約2上、ローン債務者が委託者に対して何らの債権を有しないこと、及び信託債権につき利息制限法所定の適用上限金利を除く全ての法律等の要件を充足していること等について表明及び保証をしていたこと、表明及び保証に著しく違反した場合、現存する信託債権の全てを購入する

ことを約していたことが認められる。

しかしながら、たとえアエルが被告に対して上記のような表明保証をしていたとしても、平成17年6月28日当時、上記アで認定した多数の裁判例やアエルの顧客に18条書面を交付していない業務体制があって、被告がこれらを認識していた以上は、被告に、本件貸金債権に係る原告との間の取引に貸金業43条1項の適用があると認識し、かつ、かかる認識を有するにつきやむを得ない事情があったとは認めることができない。

3 まとめ

以上によれば、本件信託譲渡が行われてから被告がエヌシーキャピタルに債権譲渡をするまでの間の本件貸金債権に係る取引（原告と被告との間の本件基本契約に基づく金銭消費貸借取引）の充当計算は、別紙1の計算書のとおりとなり、原告は、被告に対し、過払金68万7989円、平成24年4月18日までに発生した法定利息16万3121円、過払金68万7989円に対する同月19日から支払済みまでの民法所定の年5分の割合による法定利息の支払を求めることができることとなる。

第4 結論

以上によれば、原告の請求は、85万1110円及びうち68万7989円に対する平成24年4月19日から支払済みまで年5分の割合による金員の支払を求める限度で理由があるからこれを認容し、その余は理由がないからこれを棄却することとして、訴訟費用の負担については民訴法64条本文、61条を、仮執行の宣言について同法259条1項を、それぞれ適用して主文のとおり判決する。

大阪地方裁判所第8民事部

裁判官 山下美和子

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 ニューヨークメロン信託銀行株式会社

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延 日数	利 率	利 息	損 害 全 額	元 金 返 済 額	残 元 金	未 清 算 利 息	過 払 金 の 利 息 (%)	過 払 利 息 の 元 本 充 當 額
H17.07.03		30,000			0%	0		-30,000	0	0	0	0
H17.07.03		4,000	0		0%	0	0	4,000	-34,000	0	0	0
H17.07.03	20,000	0			0%	0	0	0	-14,000	0	0	0
H17.08.02		30,000	30		0%	0	0	30,000	-44,000	0	57	0
H17.08.15	15,000	13			0%	0	0	0	-29,135	0	78	135
H17.09.01		100,000	17		0%	0	0	100,000	-129,135	0	67	0
H17.09.01	88,000	0			0%	0	0	0	-41,202	0	0	67
H17.10.06		20,000	35		0%	0	0	20,000	-61,202	0	197	0
H17.10.11		10,000	5		0%	0	0	10,000	-71,202	0	41	0
H17.10.25		30,000	14		0%	0	0	30,000	-101,202	0	136	0
H17.10.25	30,000	0			0%	0	0	0	-71,576	0	0	374
H17.12.05		30,000	41		0%	0	0	30,000	-101,576	0	402	0
H17.12.28		30,000	23		0%	0	0	30,000	-131,576	0	320	0
H18.02.01		30,000	35		0%	0	0	30,000	-161,576	0	630	0
H18.03.02		30,000	29		0%	0	0	30,000	-191,576	0	641	0
H18.03.29	60,000	27			0%	0	0	0	-134,277	0	708	2,701
H18.04.03		30,000	5		0%	0	0	30,000	-164,277	0	91	0
H18.05.08		25,000	35		0%	0	0	25,000	-189,277	0	787	0
H18.06.05		30,000	28		0%	0	0	30,000	-219,277	0	725	0
H18.07.04		30,000	29		0%	0	0	30,000	-249,277	0	871	0
H18.08.02		30,000	29		0%	0	0	30,000	-279,277	0	990	0
H18.09.01		30,000	30		0%	0	0	30,000	-309,277	0	1,147	0
H18.09.21	90,000	20			0%	0	0	0	-224,735	0	847	5,458
H18.10.04		30,000	13		0%	0	0	30,000	-254,735	0	400	0
H18.10.04	25,000	0			0%	0	0	0	-230,135	0	0	400
H18.11.06		30,000	33		0%	0	0	30,000	-260,135	0	1,040	0
H18.11.06	14,000	0			0%	0	0	0	-247,175	0	0	1,040
H18.12.03		30,000	27		0%	0	0	30,000	-277,175	0	914	0
H18.12.03	15,000	0			0%	0	0	0	-263,089	0	0	914
H19.01.05		30,000	33		0%	0	0	30,000	-293,089	0	1,189	0
H19.01.05	15,000	0			0%	0	0	0	-279,278	0	0	1,189
H19.02.05		50,000	31		0%	0	0	50,000	-329,278	0	1,185	0
H19.02.05	35,000	0			0%	0	0	0	-295,463	0	0	1,185
H19.03.03		30,000	26		0%	0	0	30,000	-325,463	0	1,052	0
H19.03.03	10,000	0			0%	0	0	0	-316,515	0	0	1,052
H19.04.06		30,000	34		0%	0	0	30,000	-346,515	0	1,474	0
H19.04.06	20,000	0			0%	0	0	0	-327,989	0	0	1,474
H19.05.07		30,000	31		0%	0	0	30,000	-357,989	0	1,392	0
H19.06.05		30,000	29		0%	0	0	30,000	-387,989	0	1,422	0
H19.07.05		30,000	30		0%	0	0	30,000	-417,989	0	1,594	0
H19.08.07		30,000	33		0%	0	0	30,000	-447,989	0	1,889	0
H19.09.05		30,000	29		0%	0	0	30,000	-477,989	0	1,779	0
H19.10.10		30,000	35		0%	0	0	30,000	-507,989	0	2,291	0
H19.11.05		30,000	26		0%	0	0	30,000	-537,989	0	1,809	0
H19.12.03		30,000	28		0%	0	0	30,000	-567,989	0	2,063	0
H20.01.08		30,000	36		0%	0	0	30,000	-597,989	0	2,793	0
H20.02.05		30,000	28		0%	0	0	30,000	-627,989	0	2,287	0
H20.03.05		30,000	29		0%	0	0	30,000	-657,989	0	2,487	0
H20.04.07		30,000	33		0%	0	0	30,000	-687,989	0	2,966	0
H24.04.18		1472			0%	0	0	0	-687,989	0	138,349	0
										未充当計		
										163,121		
										-851,110		

計 算 書 (利息制限法所定の制限金利で計算)

業者名 ニューヨークメロン信託銀行株式会社

債務者

取引日	借入額	返済額	日数	遅延日数	利率	利 息	性 善 損害	元金返済額	残元金	未清算利息	過払金の利息(5%)	過払利息の元本充当額
H17.07.03	30,000				0%	0		-30,000	0	0	0	0
H17.07.03	4,000	0			0%	0	0	4,000	-34,000	0	0	0
H17.08.02	30,000	30			0%	0	0	30,000	-64,000	0	139	0
H17.09.01	100,000	30			0%	0	0	100,000	-164,000	0	263	0
H17.10.06	20,000	35			0%	0	0	20,000	-184,000	0	786	0
H17.10.11	10,000	5			0%	0	0	10,000	-194,000	0	126	0
H17.10.25	30,000	14			0%	0	0	30,000	-224,000	0	372	0
H17.12.05	30,000	41			0%	0	0	30,000	-254,000	0	1,258	0
H17.12.28	30,000	23			0%	0	0	30,000	-284,000	0	800	0
H18.02.01	30,000	35			0%	0	0	30,000	-314,000	0	1,361	0
H18.03.02	30,000	29			0%	0	0	30,000	-344,000	0	1,247	0
H18.04.03	30,000	32			0%	0	0	30,000	-374,000	0	1,507	0
H18.05.08	25,000	35			0%	0	0	25,000	-399,000	0	1,793	0
H18.06.05	30,000	28			0%	0	0	30,000	-429,000	0	1,530	0
H18.07.04	30,000	29			0%	0	0	30,000	-459,000	0	1,704	0
H18.08.02	30,000	29			0%	0	0	30,000	-489,000	0	1,823	0
H18.09.01	30,000	30			0%	0	0	30,000	-519,000	0	2,009	0
H18.10.04	30,000	33			0%	0	0	30,000	-549,000	0	2,346	0
H18.11.06	30,000	33			0%	0	0	30,000	-579,000	0	2,481	0
H18.12.03	30,000	27			0%	0	0	30,000	-609,000	0	2,141	0
H19.01.05	30,000	33			0%	0	0	30,000	-639,000	0	2,753	0
H19.02.05	50,000	31			0%	0	0	50,000	-689,000	0	2,713	0
H19.03.03	30,000	26			0%	0	0	30,000	-719,000	0	2,453	0
H19.04.06	30,000	34			0%	0	0	30,000	-749,000	0	3,348	0
H19.05.07	30,000	31			0%	0	0	30,000	-779,000	0	3,180	0
H19.06.05	30,000	29			0%	0	0	30,000	-809,000	0	3,094	0
H19.07.05	30,000	30			0%	0	0	30,000	-839,000	0	3,324	0
H19.08.07	30,000	33			0%	0	0	30,000	-869,000	0	3,792	0
H19.09.05	30,000	29			0%	0	0	30,000	-899,000	0	3,452	0
H19.10.10	30,000	35			0%	0	0	30,000	-929,000	0	4,310	0
H19.11.05	30,000	26			0%	0	0	30,000	-959,000	0	3,308	0
H19.12.03	30,000	28			0%	0	0	30,000	-989,000	0	3,678	0
H20.01.08	30,000	36			0%	0	0	30,000	-1,019,000	0	4,863	0
H20.02.05	30,000	28			0%	0	0	30,000	-1,049,000	0	3,897	0
H20.03.05	30,000	29			0%	0	0	30,000	-1,079,000	0	4,155	0
H20.04.07	30,000	33			0%	0	0	30,000	-1,109,000	0	4,864	0
H24.04.18		1472			0%	0	0	0	-1,109,000	0	223,012	0
										未充当計		
										303,882		
										-1,412,882		

これは正本である。

平成 25 年 3 月 29 日

大阪地方裁判所 第8民事部

裁判所書記官 徳村 幸

